

現行

神戸市子ども・子育て会議教育・保育部会設置要綱

平成 25 年 1 2 月 2 0 日
神戸市子ども・子育て会議決定

(設置)

第 1 条 神戸市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 72 号，以下「条例」という。）

第 6 条の規定に基づき，神戸市子ども・子育て会議に教育・保育部会（以下「部会」という。）を置くものとする。

(所掌事務)

第 2 条 部会は，次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画における，「教育・保育提供区域」の設定に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援事業計画における，教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援事業計画における，地域子ども・子育て支援事業のうち，教育・保育に関連する事項
- (4) 子ども・子育て支援事業計画における，子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保に関する事項
- (5) 子ども・子育て支援新制度における，特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の「利用定員の設定」に関する事項
- (6) 幼保連携型認定こども園の設置の認可等，事業の停止若しくは施設の閉鎖の命令又は設置の認可の取り消しに関する事項
- (7) その他，関連する事項

(組織)

第 3 条 部会は，委員 10 人以内で組織する。

(議決)

第 4 条 条例第 6 条第 6 項の規定に基づき，第 2 条第 5 号及び第 6 号に関する事項については，部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とみなす。

(庶務)

第 5 条 部会の庶務は，こども家庭局において処理する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱，条例及び神戸市子ども・子育て会議運営要綱に定めるもののほか，部会の運営に関し必要な事項は，部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は，平成 25 年 1 2 月 2 0 日から施行する。

改正案

神戸市子ども・子育て会議教育・保育部会設置要綱

平成25年12月20日

神戸市子ども・子育て会議決定

(設置)

第1条 神戸市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第72号、以下「条例」という。）

第6条の規定に基づき、神戸市子ども・子育て会議に教育・保育部会（以下「部会」という。）を置くものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画における、「教育・保育提供区域」の設定に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援事業計画における、教育・保育及び乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業のうち、教育・保育に関連する事項
- (4) 子ども・子育て支援事業計画における、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）の一体的提供やその推進体制の確保に関する事項
- (5) 子ども・子育て支援新制度における、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）の「利用定員の設定」に関する事項
- (6) 幼保連携型認定こども園の設置の認可等、事業の停止若しくは施設の閉鎖の命令又は設置の認可の取り消しに関する事項
- (7) その他、関連する事項

(組織)

第3条 部会は、委員10人以内で組織する。

(議決)

第4条 条例第6条第6項の規定に基づき、第2条第5号及び第6号に関する事項については、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とみなす。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、こども家庭局において処理する。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱、条例及び神戸市子ども・子育て会議運営要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月20日から施行する。

この要綱は、令和7年〇月〇日から施行する。